

# みやぎの 生衛だより

# 75

2021. 1

公益財団法人  
宮城県生活衛生営業指導センター

仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ 107号  
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764

URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

E-mail [miyagicenter@seiei.or.jp](mailto:miyagicenter@seiei.or.jp)



桃の花と蔵王

## 新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 勘三郎

謹賀新年 新しい年の初めを迎えるにあたり、昨年まで皆様からいただきましたご厚情に感謝するとともに行く末へ向けご助言賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様ご存じのように私たち生活衛生同業組合の構成メンバーは大きく「食品系」と「衛生系」に分類することができます。昨年からのコロナウイルスの影響はどちらのグループにも等しく被ってきましたが、食品系により大きな被害が出たように思います。かく言う私の生業は「衛生系」に分類されますが最も影響を受けた職種の一つです。新年からこのような話題で恐縮ですが中小企業庁によると雇用調整の可能性がある事業所数、解雇等見込み労働者数は業種別でいうと「製造業」が最大ですが、影響が大きいのは「宿泊業」だそうです。しかし統計上目に触れにくい飲食店の閉店（倒産・整理）は莫大な数に上るでしょう。生き残りをかけ事業を大幅に縮小した飲食店も少なくありません。私たち事業者に与えた影響が詳らかになるにはもう少し時間が必要でしょう。

昨年からしきりに「With コロナ」もしくは「Beyond コロナ」と言われるようになってきました。新型コロナウイルスが私たちの生活に常態化する世界、それは私たちの日常モデルも変えるインパクトを持っています。非日常が日常になるという事実を早く受け入れ、それに合った行動計画を策定する必要があります。しかし今まで私たちが暮らし、作り上げてきたモデルを破壊するという事はなかなか受け入れられません。しかしビジネスの世界では十年ほど前からDisruption（破壊）という言葉がDigital Disruptionという概念が世界を席卷しました。これは「破壊的創造」とか「破壊的イノベーション」と呼ばれるもので既存のものを破壊するような革新的なイノベーションのことを指します。今まで自分たちが培った成功の方程式を一度ぶち壊し、新たなモデルをゼロから作り上げないと競争に勝つ残れないというものです。

幸いにして私たちの仕事は社会生活に密着した生業が多く、IT企業とは異なり日進月歩の革新とは無縁なところで稼ぐ食んでおります。ドッグイヤーと言われるようなIT業界の時間概念とは距離がありますが、それでも全く影響を受けないわけではありません。ここ数年で決済手段も多様化しましたし、デジタル化の波は今後も止むことが無いものと思われまます。私たちも少しづつ時代の波の中で暮らす「すべ」を学んでいく必要があるかと思ひます。

今年も指導センターでは時代の流れを読み、「すべ」を学び、皆様のお役に立てるご相談や情報提供を続けて参りますので何卒よろしくお願い申し上げます。

## 「復興」のその先へ



宮城県知事 村井嘉浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、組合員の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は、「宮城県震災復興計画」の最終年となり、石巻市の内海橋開通や南三陸町の震災復興記念公園が全体開園するなど、震災で甚大な被害を受けた地域に復興の象徴となる施設が完成し、復興の着実な歩みを感じられました。一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷、観光客の減少、大型イベントの相次ぐ中止決定など、県民生活や地域経済に大きな影響を及ぼした一年でもありました。今年も、東日本大震災から十年が経過し、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の初年度となります。今後、本県の人口は本格的な減少局面を迎えることが想定されており、さらに、地域経済・社会の持続可能性の確保、大規模化・多様化する自然災害や新型コロナウイルスのような新たな感染症の世界的な流行といった時代の転換点に直面する中、その先にある宮城の明るい未来を描いていくことが求められています。「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「宮城の将来像」の実現に向け、富県宮城の更なる発展や子育て支援・教育分野の充実などに向けた取組を推進するほか、各分野における人材の育成・確保や働き方改革の推進に取り組んでまいります。また、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げるSDGsの理念は、今後本県が直面する諸課題を解決する上で重要な要素であると考えられることから、この理念を県政に反映させ、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

今年も、昨年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、「キューアンドエースタジアムみやぎ」でサッカー競技が行われる予定です。また、同様に昨年延期となった「全国豊かな海づくり大会」が、今秋本県で初めて開催される予定です。宮城の復興の姿を広く発信するとともに、国内外から訪れる多くのお客様に、これまでの御支援に対する感謝を伝えたいと考えております。

間もなく十年目の節目の「みやぎ鎮魂の日」を迎えますが、決意を新たに、県民の皆様一人一人が幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 挑戦を続ける、新たな杜の都へ



仙台市長 郡和子

令和三年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

宮城県生活衛生営業指導センターならびに各生活衛生同業組合の皆様には、日頃より生活衛生関係営業施設における衛生管理の徹底により公衆衛生の向上にご尽力いただくとともに、健全で快適なサービスの提供を通じて、市民の皆様の安全で健康的な生活環境の充実に大いに貢献いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の健康や医療に深刻な影響を与えるだけでなく、社会経済や企業活動にも大きな影響を与えており、組合員の皆様におかれましても、感染防止対策や様々な制限を強いられるなど特に大きな影響を受けられていることと思われまします。本市といたしましても、新型コロナウイルスの感染防止対策と地域経済再生の両立を図るため、仙台商工会議所およびみやぎ仙台商工会と共同で「仙台感染症対策・地域経済循環プロジェクト」を展開するなど、事業者の経営を支えつつ、地域を挙げて継続的に感染症対策に取り組むことで、地元経済界や市民と行政が一体となって、一人一人が互いに心を配り、優しさと活力に満ちた地域社会を目指しているところでございます。

さらなる経済的施策としましては、経済活動と交流の中心的舞台である本市の都心部を再構築するため、「せんだい都心再構築プロジェクト」に取り組んでまいります。

雇用創出と産業集積の加速化のため企業立地促進助成制度を強化し、雇用加算の対象要件や都市再生緊急整備地域内に立地するバックオフィスへの支援を拡充するとともに、ウィズコロナ時代の企業ニーズにかなう環境性や快適性に優れたビルへの転換を促す施策等を実施して、民間投資のさらなる喚起を図り、都市の魅力を高めていくことで、持続的な経済成長につなげるとともに、「杜の都」の言葉に代表される、緑豊かな自然環境と都市機能が調和した本市の都市個性をさらに磨きあげ、「選ばれるまち」を目指してまいります。

これからも組合員の皆様と手を携えながら果敢に挑戦していきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、宮城県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合の益々のご発展と、組合員の皆様の本年的にご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 年頭のご挨拶



株式会社日本政策金融公庫仙台支店  
支店長兼国民生活第一事業統轄 吉池雅志

令和三年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言、東京オリンピック・パラリンピックの延期、七月豪雨による自然災害、GOTOキャンペーンの実施など、生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、世の中が大きく変わった、そして非常に厳しい一年であったかと存じます。

宮城県内におきましても、都市部を中心に新型コロナウイルスの感染が拡大し、皆さまが甚大な影響を受けている状況にあり、心よりお見舞い申し上げます。引き続き影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者などの皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

新たな年は、先行きを見通しづらい中ではありますが、コロナと共に生きていく「ウィズコロナ時代」において、「新しい生活様式」に対応しながら事業継続に取り組まれる生活衛生関係営業者の皆さまを全力で支援していく所存でございます。

昨年の日本政策金融公庫におきましては、新型コロナウイルス感染症という目に見えない脅威による経済・社会の危機に直面し、経営面に深刻な影響を受けられた生活衛生関係営業の皆さまを支援すべく、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「衛生環境激変対策特別貸付」などの特別な融資制度を用意し、全国152支店が一丸となり資金繰り支援に全力で取り組んでまいりました。

さらに、今後は、金融面からの支援はもとより、コロナ禍における皆さまの経営課題の解決のお役に立てるよう、工夫事例のご紹介やオンラインセミナーの開催、外部機関へのご紹介などを通じて、コンサルティング機能の充実も図ってまいります。

また、今年三月には東日本大震災から十年を迎えます。被災地で実施される復興プロジェクトに関連した資金ニーズなどに対応するため、地元関係機関との連携を推進し、「第二期復興・創生期間」のスタートにあたる本年も、引き続き被災地の復興支援に取り組んでまいります。

最後になりますが、新しい年が皆さまにとりまして、素晴らしい年になるよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

受賞(章)おめでとーございませう

令和二年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

叙勲

(令和二年度秋)

令和二年十一月三日発令



旭日双光章  
深瀬和夫様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)

厚生労働大臣表彰

(令和二年十月二十三日 ホテルニューオータニ)



三浦義明様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



高橋清人様  
(宮城県理容生活衛生同業組合)



千坂剛様  
(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

**(一社)全国生活衛生同業組合  
中央会理事長表彰**

(令和二年十月二十三日 ホテルニューオータニ)



白幡 泰三様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



後藤 正義様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



石井 ムツ子様  
(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)



佐藤 俊昭様  
(宮城県食肉生活衛生同業組合)



赤間 光様  
(宮城県理容生活衛生同業組合)

**文化の日 知事表彰**

(令和二年十一月六日 東京エレクトロンホール宮城大ホール)

三浦 義明様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

相澤 邦彦様

(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

金子 シズエ様

(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)

**宮城県知事表彰**

(令和二年十一月九日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

竹丸 登様 (麺類飲食業)

桜井 治郎様 (食肉)

佐藤 宏様 (食肉)

大友 寛政様 (理容)

小松 浩一様 (ホテル旅館)

○優良施設

ビューティーサロン ケープ

小松 ふみえ様 (美容業)

**公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰**

(令和二年十一月九日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

相澤 直哉様 (寿司商)

竹丸 武志様 (麺類飲食業)

守屋 英俊様 (理容)

岩松 廣行様 (ホテル旅館)

本間 秀雄様 (クリーニング)



各組合から

活動報告

宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合

令和二年十一月十六日(月)宮城県宮城郡松島町にある「ホテル松島大観荘」において令和二年度第三回理事会が開催され、県内各支部から三十二名が参加した。

理事会に先立ち渡辺征夫理事長より「今年は新型コロナウイルス禍により多くの事業や組合活動、全国大会等が延期、もしくは中止という事態になってしまった。何とか現状を打開し一日も早く日常を取り戻し永続的な商売を続けられるよう力を合わせて頑張りましょう」と挨拶。

続いて今期の目標であった「青年部の組織強化」の一步として青年部若手有志による「そば打ちの披露・新そば試食会」を行なった。宮城県産の他、北海道産、山形県産、福井県産など五種類の新そばを手打ちし披露した。打ち上がったそばをホテルエントランスに横付けしたキッチンカーで調理し参加者で試食した。「新そばは香りが強いね」「新そばは色が良く出ているね」などと感想がでた。これを機に青年部の活動を活性化していきたい。

理事会では宮城県における新型コロナウイルス感染症対策についての勉強会もし、やはり新型コロナウイルスに対するここまでの現状とこれからの対策について大変多くの意見や提案が

あった。各支部や地域によって支援策に違いがある中で、いかにしてコロナ禍を乗り切るのか、まだまだ行政から支援が必要だ、など衛生面や経営面での不安や心配が多く寄せられた。先行きが不透明ではあるが衛生面では自治体から発表されている対策を十分に講じること、経営面については組合を通じてさらなる支援を自治体に求めていくことを決定し閉会した。



## 沿岸部支部組織強化による

### 復興支援事業

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

二〇一九年五月一日、平成から令和へ改元。十一月二十二日には「即位礼正殿の儀」が執り行われた。天皇陛下は黄櫨染御袍、右手に笏、立纓の冠、皇后さまは十二単、手には扇を持ち、まさに平安絵巻、その雅な姿に世界各国からも絶賛され、日本国民も受け継がれる伝統を目の当たりにし、その所作、しつらえ、言葉使い、装束等々、現代社会の中では薄れつつある我が国の文化に触れ、大変誇らしく感じたところである。

また、九月二十日から十一月二日にはラグビーワールドカップが日本で開催され、観客総員数一八四万人、瞬間最高視聴率五十三・七％を記録、国内にラグビーブームを巻き起こした。インバウンドも加速し、宿泊や飲食等では「おもてなしの心」が様々な場面で高く評価されたことは、来年の東京オリンピック開催に向けて弾みがついたところである。

一方で、我が国は本年も大災害との戦いを強いられた。十月十二日台風十九号の記録的な大雨でラグビーワールドカップも三試合中止となり、宮城県の被害総額は四八一億円、土砂災害箇所も多数であった。

東日本大震災で津波による甚大な被害を受け復興途上にある石巻市は、震災に伴う地盤沈下に加え、道路のかさ上げが要因し、住宅の浸水

被害が約一万棟に上った。組合員たちにも被害が及んでおり、引き続き組合としてできる支援をしていく所存である。

斯かる状況の中、経済面では、十月一日から消費税が10％に改定された。移行年度でもあり、二つの税率と軽減税率が存在する今年度の消費税申告時には様々な混乱が発生することが予測される。令和五年十月一日以降には適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されるが、その対策次第では経営に大きく影響することが予測されることから、早い段階から社交飲食業界も情報収集とその理解を深めておく

必要があるとの判断により、本年度の事業の中にも沿岸部組合員のみならず、県下一円の組合員向けに勉強の機会を提供できたことは適時であった。

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合は、一つの店舗の欠点を補完しあえる仲間を募り、お互い協力し、今後も組織活動を積極的に展開する。共に学び、考えていきたい。お客様への思いやりが重要な業界の我々が、本気で知恵を絞り出せば、インバウンドにも、復興にも繋がる様々なおもてなしを生み出せるはずである。だから我々は学び続けよう。考え続けよう。



## 福祉増進事業によせて

宮城県食肉生活衛生同業組合

新型コロナウイルス感染症の影響で、二十年以上継続している料理講習会が三密の関係で開催が不可能になり、役員会を開催して検討の結果、振興対策事業の福祉増進事業という観点から子供たちに食育講座でお肉に興味を持ってもらい、美味しいお肉を沢山食べてもらう計画となりました。社会福祉法人 児童養護施設 小百合園に決定し、日時も十月二十五日(日)に訪問することになりました。

参加者は幼稚園児から高校生の女の子が三十八名、施設の職員十二名、講師の先生方三名、組合員とそのお手伝いをして下さる方々十三名、総勢六十六名の参加となりました。

食育講座のため市の児童館で子供たちのお世話をしている先生と幼稚園で子供のお世話をしている先生に講師をお願いし、食育の為の紙芝居と食肉のお話をしてもらいました。また、当日は昼時のため子供たちが普段食べられないものをお届けすることになり、それには「飾り巻き寿司」が良いことになり、それをひろめて居られる先生を講師としてお迎えをしました。

会場は福祉施設の前庭広場の屋外で開催予定でしたが、当日は風もなく、暖かな誠に良い日でした。初めに施設長の挨拶があり、次に組合理事長の挨拶がありました。事務局より今日の

予定と講師の先生の紹介があり、食育講座が始まりました。組合員は昼食の準備にかかりました。仙台黒毛和牛十キロ、国産ソーセージ四キロ、コメ十キロ、「飾り巻き寿司」百人分を用意しました。

食育講座も終わり、待ちに待った昼食時が来ました。普段中々食べられない黒毛和牛を一人当たり百五十グラムと「飾り巻き寿司」を持ち、



子供たちは前庭広場のあちこちに座り食べ始めました。少し経つと高学年の子供たちがお替りをして良いかと聞くので、十分に用意をしているから、沢山食べて下さいと言うと、こんな美味しいものは食べた事がないと言いながら、次々とお替りに来ました。こんなに喜んで貰えるなら訪問したかいがあったと、つくづく思う一日でした。



## 指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着する生衛業の活性化が、地方創生、地域の活性化に繋がるものと考え事業に取り組んでおります。

令和二年度は新型コロナウイルスの関係で予定通りに事業を実施できない場合もありましたが、Withコロナの中でも必要な事業を実施してまいりますので、引き続きご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

### ① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

### ② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。各コーナーの充実と情報発信の強化を図っています。

### ③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組を支援しています。また、本事業の今後の取組の参考とするため、体験学習参加者を対象にアンケート調査を実施しています。

### ④ 健康・福祉対策推進事業

不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が、感染症の発生、感染拡大の場とならないよう、「衛生講習会」を仙台市内で開催しました。

### ⑤ 消費者等コールセンター事業

令和元年度中に県内の消費生活相談窓口に寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等を取りまとめ、各生衛組合、各消費生活相談窓口に情報提供しました。また、各消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

### ⑥ 標準営業約款登録事業

消費者（利用者）の擁護の観点から厚労大臣認可の「Sマーク（安全・清潔・安心）」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

### ⑦ クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

### ⑧ 全国センター委託事業

景気動向アンケート調査について受託し実施しています。また、昨年度に引き続き、衛生水準の確保・向上事業にも取り組んでいます。さらに、厚生労働省が作成した「生産性向上ガイドライン・マニュアル」及び地元の経営アドバイザーの助言を活用した「モデル事業」を実施しています。

### ⑨ 県の委託事業

宮城県からの委託を受け、（株）日本政策金融公庫の融資に係る知事の推薦書を発行しています。

## 新型コロナウイルス対策で県へ要望

新型コロナウイルスが生衛業に深刻な影響を及ぼしていることから、四月二十三日に宮城県庁において、利用客の減少に伴う営業補償、感染防止のための資材の配付、緊急事態終息後の集客確保策について、遠藤副知事に要望書を提出しました。

遠藤副知事からは、国難ともいふべき大変困難な状況であり、皆さんと一緒に取り組んでいかねければならないと考えておりますとして、要





望事項への前向きな対応、特に緊急事態終息後の反転攻勢には、知事を先頭に県として全力をあげて取り組みますとの回答をいただきました。

## 「衛生講習会」を開催いたしました

十月二十八日にホテル白萩において「衛生講習会」を開催いたしました。

ウイルス感染症の専門家である国立病院機構仙台医療センターの西村秀一先生から、「生衛業者のための新型コロナウイルス対策」のテーマで、感染経路や対策のポイントなどをスライドをもとに分かり易く解説していただきました。

当日は、生衛業者の方など約五十人の参加で、皆さん熱心に聴講し、終了後のアンケートでも、「お話を聞き少しホッとしました。正しい知識をもとに対策します」など、全員が参考になったとの感想がありました。

西村先生の講習は、研究成果に基づく見解とこのことですが、生衛業にとって大変示唆に富む内容でしたので、その概要をお知らせします。

### 〈正しく恐れること〉

●自分↓客、客↓自分、客↓客において誰と誰との間の感染から守るのか。守る相手を明確化することが重要です。何のためにそれをやるのか、それは必要なのか。ひとつひとつ具体的に自分で考えてみましょう

●マスコミ報道や専門家のコメントにも疑問しいものが多くあります。コロナ疲れにならないようにしましょう。わからないことからくる恐れすぎや、現状への悔りに気を付けましょう

●新型コロナウイルスによる感染は、ほぼ空気媒介感染（飛沫感染、飛沫核感染、エアロゾル感染）です。食べ物や便からの感染、またコイン等を介しての接触感染の報告例はほとんどありません

### 〈感染対策の提言〉

●呼吸による感染を防ぐことが重要です。三密（密閉、密集、密接）は絶対に避けましょう。冬場の感染対策は重要です。南半球の国々のデータから冬場の方が感染者、死者とも多くなっています。冬は乾燥することから粒子の細かいエアロゾルが増え、呼吸による感染が増えるものと考えられます

●対策として第一にはマスク使いの達人になりましょう。サージカルマスクでいいですが、隙間なく装着することが重要です。フェイスシールドやマウスシールドは空気感染には役立たず、むしろ変な安心感を与えることが怖いと思っています

●次に必要なのは室内の換気です。換気扇も活用しましょう。排出口へ向けて扇風機等で風を送れば換気効率が上がります。また、二酸化炭素計を備えて換気の目安とすることも有効です。さらに加湿器なども活用しましょう

●大阪府知事が先に言いましたが、うがいによる上気道の洗浄も有効です。旅館などではお客さんにまずお茶を勧め、コロナウイルスを胃に流し込むことも有効だと私は考えています

西村先生の講習を踏まえて、それぞれのガイドラインを咀嚼し、今後の対策を行っていただくようお願いいたします。なお、先生からいただいた講習の資料（スライド抜粋版）を当センターホームページに掲載しておりますので、当日受講できなかった方も是非ご覧いただき、各店舗等での対策にお役立てください。



**「専門家相談窓口」を設置しております**

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の生衛業者は経営に大きな影響を受けております。当指導センターでは、生衛業者からの相談にワンストップで対応できる専門家相談窓口を「宮城県よろず支援拠点」や「宮城働き方改革推進支援センター」と連携して設置しております。

生衛業者経営支援緊急対策事業相談指導依頼申込書

〒980-0801 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県庁10F

TEL:022-2343-8763 FAX:022-2343-8764

氏名		性別	
〒		市町村	
支店名		業種	
代表者名		代表者職	
代表者TEL		代表者FAX	
相談内容	1. 経営支援 2. 労働関係 3. その他		
相談日時		相談場所	
相談料		備考	

※相談料は無料です。この窓口は利用可能です。

生活衛生関係営業者の皆様へ  
飲食業・食肉販売業・理容業・美容業・映画館・旅館業・クリーニング業

**融資 助成金 その他経営に関するお悩みはありませんか？**

宮城県で法定手帳取得センターでは、「生活衛生関係営業者経営支援緊急対策事業」として様々な専門機関と連携して生衛業者の相談窓口を開設します。

**専門家相談窓口** 相談は無料です。この窓口は利用可能です。

1. 緊急対策事業相談窓口 2. 専門家の相談に係る経費は生活センターが原則無料で対応

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター  
TEL:022-343-8763 FAX:022-343-8764

弁護士、中小企業診断士、税理士、行政書士等の専門家が相談に応じます。職業指導も受けられます。

3. 連絡相談窓口 4. 宮城県よろず支援拠点 5. 宮城働き方改革推進支援センター

TEL:022-393-8044 TEL:0120-97-8600  
FAX:022-357-0024

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター  
TEL:022-343-8763 FAX:022-343-8764

す。相談は無料となります。

当指導センターには十一月中旬までに三十八件の相談が寄せられ、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金、その他各市町村の支援金などの申請書類の作成・申請手続きの支援を専門家がを行い、その受給が決定しております。

窓口の設置は令和三年一月末までとしておりますので、お早めにご相談ください。

**クリーニング師研修・業務従事者講習について**

クリーニング師研修・業務従事者講習は三年を一クールとして開催しており、令和二年度は第十一クールの二年度目となります。

この研修・講習は、クリーニング業法により義務付けられている法定の研修・講習制度で、宮城県知事の指定を受けた(公財)全国生活衛生営業指導センターから受託し当センターが実施しております。

**● クリーニング師研修**

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に、知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければなりません。

また、その後は三年を超えない期間毎に研修を受けることが義務付けられています。

**● クリーニング業務従事者講習**

営業者は、クリーニング所の開設後一年以内

に、業務に従事する従事者の数に五分の一を乗じて得た数(一に満たない端数が生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、知事が指定したクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければなりません。また、その後三年を超えない期間毎に、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることが義務付けされています。

研修・講習の目的は、衛生法規や洗濯物の処理等の知識・技術の普及及び消費者擁護の観点からのクリーニングの事故防止を図り、クリーニング所及び取次店が安心できるサービスの提供を確保することにあります。

当指導センターではクリー



受講者の推移

単位:人

種類	年度	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
クリーニング師研修		93	89	83	92	89	72	89
クリーニング業務従事者講習		145	157	127	140	166	130	128

理事 佐藤勘三郎 (ホテル旅館・理事長)  
 副理事長 上村 孝 (社交飲食業・理事長)  
 専務理事 大久保圭司 (クリーニング・理事長)  
 理事 佐藤 重人 (指導センター)  
 深瀬 和夫 (寿司商・理事長)  
 渡辺 征夫 (麺類飲食業・理事長)  
 佐藤 豊 (中華飲食・前理事長)  
 遠藤 慎一 (料理業・理事長)  
 熊谷 貞雄 (喫茶飲食・理事長)  
 佐藤 俊昭 (食肉・理事長)  
 阿部 忠 (理容・理事長)  
 今野 仁 (美容業・理事長)  
 加藤 慶藏 (映画協会・会長)  
 竹丸 登 (麺類飲食業・常務理事)  
 鈴木 敏夫 (クリーニング・理事)

公益財団法人  
宮城県生活衛生営業指導センター役員



ニング所に従事する  
 クリーニング師と従  
 事者の資質の向上、  
 知識の習得及び技能  
 の向上を図るため、  
 令和三年度も知事の  
 指定を受けて実施す  
 ることとしていま  
 す。  
 対象者は必ず受講  
 しましょう。

公益財団法人  
宮城県生活衛生営業  
指導センター評議員

白幡 泰三 (寿司商・副理事長)  
 大場 勝義 (麺類飲食業・副理事長)  
 小原喜公夫 (中華飲食・副理事長)  
 赤坂 裕子 (社交飲食業・副理事長)  
 岩淵弘一郎 (料理業・副理事長)  
 阿部 亨 (喫茶飲食・理事)  
 成澤 征輝 (食肉・理事)  
 大山 伸人 (理容・副理事長)  
 熊谷 千代 (美容業・理事)  
 橋村小由美 (映画協会・副会長)  
 梅原 敏 (ホテル旅館・常務理事)  
 佐々木喜美夫 (クリーニング・副理事長)  
 伊藤 秀則 (中小企業診断士)

## 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止の基本

**1** 感染拡大防止の基本  
 経営者・従業員・  
 お客さまが  
**「感染しない」・  
 「感染させない」**

**2** 感染拡大防止の基本  
 お店や施設の  
**集団感染の  
 (クラスター)  
 発生予防**

皆のもの  
 Sマークのお店だから  
 安心なのじゃ！

Sマークのある  
 理容 | 美容 | クリーニング  
 めん類飲食 | 一般飲食  
 のお店は、3つの「S」

- S safety
- S standard
- S sanitation

をお約束します。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは S マークのお店です。

# 生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

## 1 各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
  - ・生命傷害共済制度
  - ・火災共済制度
  - ・自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

## 2 研修会、講習会 無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



## 3 いち早い情報の入手

HACCP や受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型コロナウイルスなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



## 4 生活衛生融資、有利な条件で利用できます

- ・低金利 ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度

<例1>  
金利負担縮減



## 5 無料相談が受けられます

- ・専門家による経営支援相談
- ・業種に応じた法律、融資、税務に関する相談



## 6 各業の個別特典で経費節約・利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%**割引
- ・クレジットカード手数料の**優遇**
- ・NHK受信料の**大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

<例2>  
経費節約

生衛組合に加入すると、  
日本政策金融公庫の  
「生活衛生融資」  
が有利な条件で利用できます

(令和2年6月末現在)

融資限度額が  
**大きい**

一般貸付の7,200万円  
に対し、組合員の場合  
は1億5,000万円

金利が  
**低い**

組合員は通常の金利と  
比べ最大▲1.2%低利  
1,000万円(10年間)  
の融資で約60万円の差

ここが違う!  
**融資制度**  
(振興事業貸付)

返済期間が  
**長い**

一般貸付は13年以内  
組合員は20年以内

**新型コロナウイルス  
感染症特別貸付を  
新設**



### カラオケ著作権料

毎月**20%**の割引。  
BGMも**20%**割引  
です。

※社交業や飲食関係の組合・  
旅館ホテル組合



### NHK受信料

組合を通じてのお支  
払で大幅割引。大変  
お得です。

※全国旅館ホテル組合



### クレジットカード

組合加入で手数料  
率の優遇。その分  
経費節約ができます。

※各業の特性に応じて実施されており、  
取扱いのない組合もあります。



(注) 個別特典は、各業の特性に応じて  
実施されており、すべての業種・組  
合にあてはまるものではありません。

生衛組合は、組合員一人ひとりと力を合わせて、  
新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため活動しています

- ・新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供
- ・感染拡大の影響に伴う特別貸付の指導・助言
- ・新しい生活様式を踏まえた経営スタイルの指導・助言
- ・感染拡大予防ガイドラインの実践の指導・助言
- ・国・都道府県に対する新型コロナウイルス感染症に関する緊急救済対策および事態収束後の復興等に向けた要望活動の実施

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。



# 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付 概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）または（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 （１）最近１ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合は、最近１ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年１２月の売上高 ③ 令和元年１０月から１２月までの平均売上高	
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	別枠８,０００万円	
ご返済期間	設備資金：２０年以内 [うち据置期間５年以内] 運転資金：１５年以内 [うち据置期間５年以内]	
利率(年) (注１)	４,０００万円以内の部分 (注２)	当初３年間：基準利率（災害）－０.９％ ３年経過後：基準利率（災害）
	４,０００万円を超える部分	基準利率（災害）
担保	無担保	

(注１) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

(注２) 一部の対象者については、基準利率－０.９％の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初３年間が実質無利子となります。

※ ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業  
 仙台市青葉区中央 １－６－３５－９Ｆ  
 022-222-5173

令和3年6月から原則全ての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」に取り組むこととなります



2020年4月開始

を利用しませんか？

「HACCPに沿った衛生管理」への取り組みを応援

HACCPに沿った衛生管理

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

- 食品の製造、加工の従事者が50人未満
- 店舗での小売販売のみを目的とした製造、加工業者
- 飲食店営業、そうざい製造業
- 包装食品の販売、保管、運搬

HACCPに基づいた衛生管理

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に関する相談



- ▶ 左：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理導入施設  
これから営業を始める方を対象に、業種別手引書に沿った衛生管理計画の導入を支援します。
- ▶ 右：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理実践施設  
衛生管理計画に基づいた管理を実践している事業者を対象に、衛生管理計画の有効性の検証や見直しを支援します。

「HACCPに基づいた衛生管理」に関する相談



- ▶ 左：HACCPに基づく衛生管理導入施設  
これから営業を始める方を対象に、コーデックスHACCP7原則に基づいたHACCPシステムの導入を支援します。
- ▶ 右：HACCPに基づく衛生管理実践施設  
既にHACCPシステムを実践している事業者を対象に、HACCPプランの有効性の検証や見直しを支援します。

相談の区分に応じて、店頭や入口に貼れるシールを配布します！  
詳しくは

HACCP  
を詳しく  
知りたい

新しく  
お店を始め  
たい

衛生管理  
計画を見  
直したい



みやぎ  
チャレンジ  
HACCP

で相談しよう！

予約制

相談希望日の2週間前までに  
管轄保健所に申し込んでください

マーク配布

相談区分に応じた「みやぎ  
チャレンジHACCP」マークを配布します

※ 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等の各団体の構成員及び食品等事業者の従業員を対象に、HACCPに関する制度説明や導入・実践支援を目的とした講習会も実施します。

保健所	住所／電話番号	管轄市町村
山南保健所	柴田郡大河原町字南129-1 0224-53-3117	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所	塩竈市北浜4-8-15 022-363-5505	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
塩釜保健所 岩沼支所	岩沼市中央3-1-18 0223-22-6294	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
塩釜保健所 黒川支所	富谷市ひより台2-42-2 022-358-1111	富谷市、大和町、大郷町、大衡村
大崎保健所	大崎市古川旭4-1-1 0229-91-0710	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原保健所	栗原市築館藤木5-1 0228-22-2115	栗原市
登米保健所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 0220-22-6120	登米市
石巻保健所	石巻市あゆみ野5-7 0225-95-1417	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼保健所	気仙沼市東新城3-3-3 0226-22-6615	気仙沼市、南三陸町

テイクアウトやデリバリーをはじめる営業者の皆さまへ



# 食中毒 予防の ポイント



テイクアウトやデリバリーの食品は、店内で提供される食品と比べて、調理してからお客様が召し上がるまでの時間が長くなります。食中毒を防止するため、より一層の衛生管理をしましょう。

## ✓ テイクアウトやデリバリーに適したメニューの選定

- テイクアウトやデリバリーに適したメニューを選定する(生ものの提供は避ける)
- 水分を切る、よく煮詰める、浅い容器に小分けするなど傷みにくい工夫をする

## ✓ 調理する人の衛生管理

- 体調不良や手指に傷がある場合は、調理しない
- マスクや帽子を身につけ、清潔な衣服で作業する
- トイレの後や盛り付け前、作業内容変更時、生肉や生魚などに触った後、使い捨て手袋をつける前には手を洗い、ペーパータオルでふく(タオルは共用しない)

提供するメニューによっては、新たに許可が必要になる場合があります!!

## ✓ 器具や設備の衛生管理

- 調理に使用する器具や作業台は使い分け、洗浄消毒をしっかりとる

## ✓ 調理時の衛生管理

- 作り置きはしない
- 食肉等の加熱が必要な食品は中心部まで**十分に加熱**する
- 調理した食品は速やかに**10℃以下**まで冷ますか、**65℃以上**で保管する
- 熱いものと冷たいものは別々の容器に盛り付ける
- 弁当を作る場合、ご飯は十分に冷ましてから盛り付ける
- 客席では調理や盛り付けをしない



※あらかじめ容器包装に入れた弁当や惣菜を販売する場合、原則として食品表示法に基づく表示が必要となりますが、注文に応じてその場で容器に詰めて販売する場合(対面販売)は、食品表示法に基づく表示の必要はありません。

## ✓ 受注、販売時の衛生管理

- **無理なく調理できる数量**で注文を受ける
- 持ち帰り時の保冷剤の使用、保冷・保温ボックス等を利用し、**適切な温度管理**をする
- **早めに食べる**よう口頭で、または容器にシールを貼るなどして、お客様に伝える
- 食品に直射日光が当たらないよう注意し、長時間、陳列しない

お早めにお召し上がりください



## ◎テイクアウトやデリバリーを利用する皆さまへ

テイクアウトの食品は、持ち歩く時間を短くし、早めに食べましょう。すぐに食べることができない場合は、冷蔵庫に入れて保管しましょう。

## 宮城県には、次の12業種の生活衛生同業組合があります。

宮城県寿司商生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-17 (宮城県たばこ販売協同組合2F)	TEL 022-265-3814 FAX 022-265-3815
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	〒984-0816 仙台市若林区河原町1-5-11 川村ハイツ308	TEL・FAX 022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-5127 FAX 022-355-5128
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-8-14 (仙台協立第2ビル7F)	TEL 022-265-8121 FAX 022-268-6313
宮城県料理業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-9-5 (割烹蒲焼 大観楼内)	TEL 022-221-7575 FAX 022-222-2241
宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒987-0511 登米市迫町佐沼中江3-7-8 (withビル2F)	TEL 0220-23-7805
宮城県食肉生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-6646 FAX 022-355-6657
宮城県理容生活衛生同業組合	〒981-3112 仙台市泉区八乙女3-9-1	TEL 022-374-4333 FAX 022-375-3436
宮城県美容業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 (GC青葉通りプラザ5F)	TEL 022-223-2821 FAX 022-223-2822
生活衛生同業組合宮城県映画協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-5 (一番町中央ビル3F)	TEL・FAX 022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-1-1-901	TEL 022-298-8933 FAX 022-256-8933
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-361-0163 FAX 022-361-0165

生活衛生同業組合は生衛法に基づく自主的な活動団体であり、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

**詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。**

### お問い合わせ

#### 公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12  
後藤コーポ107号  
TEL022-343-8763 FAX022-343-8764  
ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

